

協議第28号

介護保険事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-8 介護保険事業の取扱い
<p>1 介護保険事業計画については、平成18年度からの次期計画を新町において策定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成18年度に統一する。 介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</p> <p>3 介護保険料減免制度については、<u>合併時に廃止する。</u></p> <p>4 介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。 (1) 国の制度については、忠類村の例により、合併時に統合する。 (2) 町村独自の制度については、合併時に再編する。</p> <p>5 居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。</p>	

「協議第28号 介護保険事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-8 介護保険事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	1及び2 略 3 介護保険料減免制度については、 <u>事業のあり方について、合併時まで調整する。</u> 4及び5 略	1及び2 略 3 介護保険料減免制度については、 <u>合併時に廃止する。</u> 4及び5 略

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
介護保険料減免制度	該当なし	<p>【対象者】 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する第1号被保険者で、世帯員の収入が次に掲げる額以下で、かつ世帯員保有の資産等を活用しても生活に困窮していること（生活保護受給世帯は除く）                      単身世帯 65万円                      2人世帯 110万円                      3人以上世帯                      3人以上の世帯員の人数に45万円を乗じて得た額に110万円を加えた額</p> <p>【減免額の割合】                      介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者（老齢年金受給者等）                      保険料の額の3分の2                      介護保険法施行令第38条第1項第2号に掲げる者（市町村民税非課税世帯）                      保険料の額の2分の1</p>	<p><u>事業のあり方について、合併時まで調整する。</u></p>	<p><u>合併時に廃止する。</u></p>